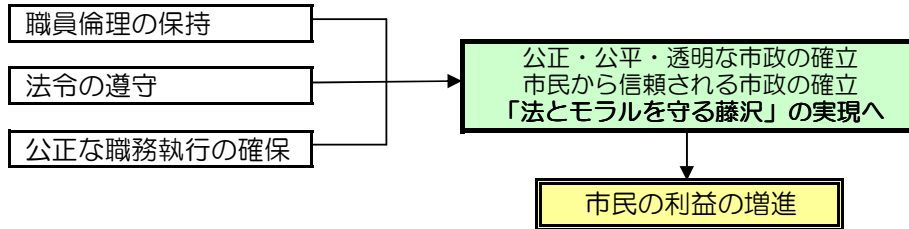


「藤沢市における法令の遵守に関する条例」の運用について

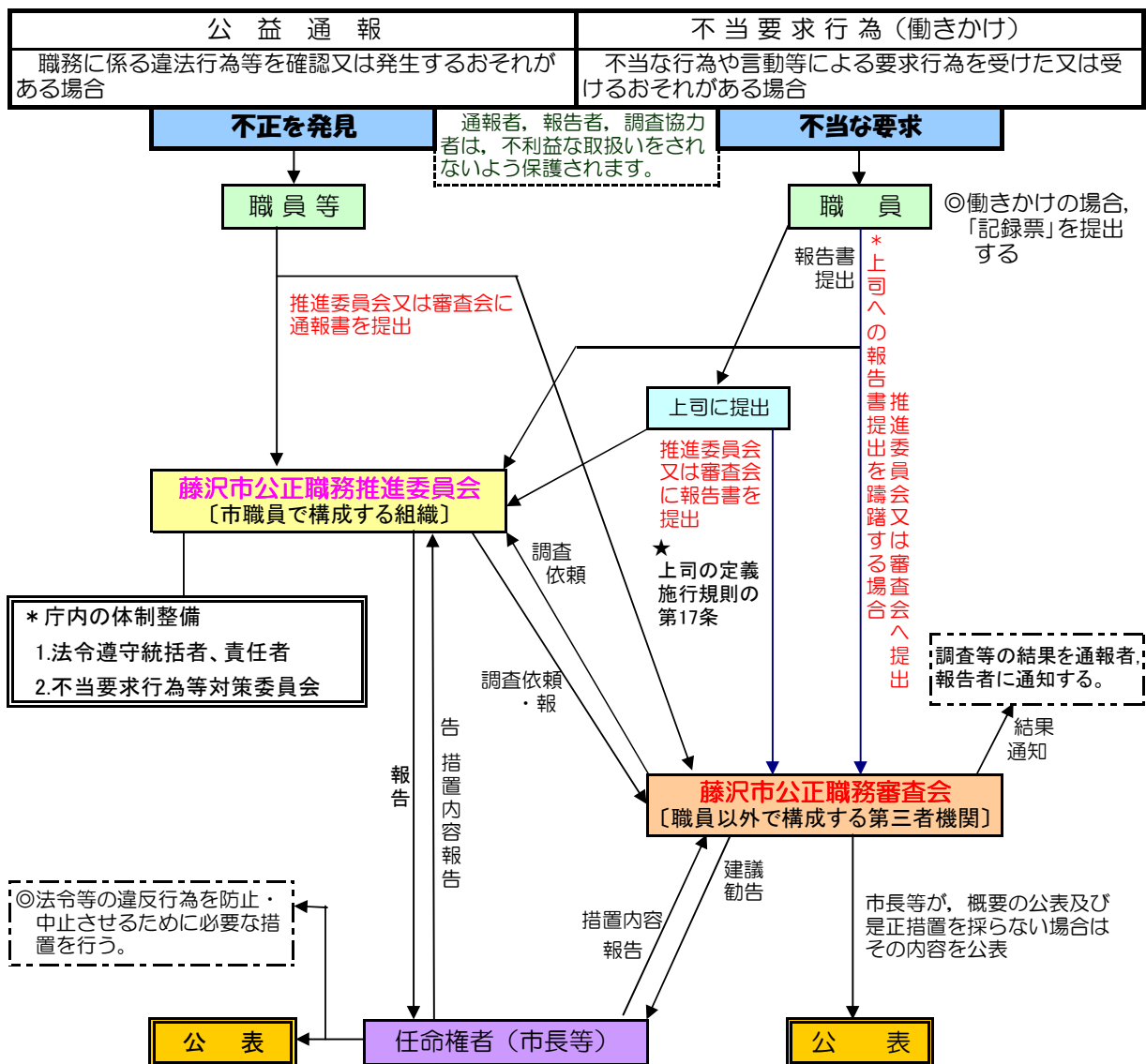
I 条例の目的

職員倫理の向上及び法令の遵守を図るとともに、公正な職務の執行を確保することにより、市民から信頼される公平・公正で透明性が高い市政を確立し、市民の利益の増進を図ることを目的とするものです。



II 条例の運用

1. 外部委員会及び内部委員会等を設置し、透明でクリーンな市政運営を図る。



2. 公正な職務の執行の確保を図るため必要な体制を整備する。(市の責務)

- ◆法令遵守総括者（部長級）・法令遵守責任者（課長級）の設置
- ◆不当要求行為対策委員会の設置（従来の不等行為等対策委員会を継続）
- ◆職員倫理や法令遵守の啓発、研修その他必要な措置
 ※職員研修の充実を柱に、法令遵守総括者・責任者による指導・助言や日頃からの相談などの対応を図る。